

議案第 22 号

松阪市税条例等の一部改正について

松阪市税条例（平成 17 年松阪市条例第 105 号）等の一部を次のように改正する。

平成 29 年 2 月 15 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市税条例等の一部を改正する条例

（松阪市税条例の一部改正）

第 1 条 松阪市税条例（平成 17 年松阪市条例第 105 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 41 年度」を「平成 43 年度」に、「平成 31 年」を「平成 33 年」に改める。

（松阪市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 松阪市税条例等の一部を改正する条例（平成 28 年松阪市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

松阪市税条例附則第 16 条の改正規定を次のように改める。

附則第 16 条第 1 項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 82 条第 2 号イの項中「第 82 条第 2 号イ」を「第 2 号イ」に改め、同条第 2 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、「において、平成 28 年度分」を「には、平成 29 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 82 条第 2 号イの項中「第 82 条第 2 号イ」を「第 2 号イ」に改め、同条第 3 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、「において、平成 28 年度分」を「には、平成 29 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 82 条第 2 号イの項中「第 82 条第 2 号イ」を「第 2 号イ」に改め、同条第 4 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、「において、平成 28 年度分」を「には、平成 29 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 82 条第 2 号イの項中「第 82 条第 2 号イ」を「第 2 号イ」に改める。

第 1 条の次に次の 2 条を加える。

第 1 条の 2 松阪市税条例の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 19 条中「）、第 53 条の 7、第 67 条」の次に「、第 81 条の 6 第 1 項」を加え、同条第 2 号及び第 3 号中「第 98 条第 1 項」を「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項」に改める。

第 34 条の 4 中「100 分の 9.7」を「100 分の 6」に改める。

第 80 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第 443 条第 2 項に規定する者を含まないものとする。

第 80 条第 3 項中「第 443 条第 1 項」を「第 445 条第 1 項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第 1 項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第 80 条の 2 を削る。

第 81 条を次のように改める。

(軽自動車税のみなす課税)

第 81 条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第 444 条第 3 項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第 1 項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第 81 条の次に次の 8 条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第 81 条の 2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次に掲げるものに対しては、軽自動車税を課さない。

(1) 救急用のもの

(環境性能割の課税標準)

第 81 条の 3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第 15 条の 10 に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第 81 条の 4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第 451 条第 1 項 (同条第 4 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 100 分の 1

(2) 法第 451 条第 2 項 (同条第 4 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 100 分の 2

(3) 法第 451 条第 3 項の規定の適用を受けるもの 100 分の 3

(環境性能割の徴収の方法)

第 81 条の 5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第 81 条の 6 環境性能割の納税義務者は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者 (環境性能割の納税義務者を除く。) は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第 81 条の 7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

(環境性能割の減免)

第 81 条の 8 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第 90 条第 1 項各号に掲げる軽自動車等 (三輪以上のものに限る。) のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の課税免除)

第 81 条の 9 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

第 82 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第 2 号イ及びロを次のように改める。

イ 軽自動車

(ア) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600 円

(イ) 三輪のもの 年額 3,900 円

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900 円

自家用 年額 10,800 円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800 円

自家用 年額 5,000 円

ロ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400 円

(イ) その他のもの 年額 5,900 円

第 83 条(見出しを含む。)及び第 85 条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 87 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第 33 号の 4 様式」を「第 33 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 33 号の 4 様式」を「第 33 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 4 項中「第 80 条第 2 項」を「第 81 条第 1 項」に改める。

第 88 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「第 80 条第 2 項」を「第 81 条第 1 項」に改める。

第 89 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「市長は次の」を「市長は、次の」に、「、市長において必要があると認めるものに対して課する軽自動車税はこれ」を「必要と認めるものに対しては、種別割」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 90 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第 1 号中「のうち、市長が必

要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第3項中「法第443条若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書」を「法第445条第1項又は第80条第3項ただし書若しくは第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第8項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第5条第7項の表第19条第3号の項中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

附則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、三重県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、三重県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「三重県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として三重県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1

項中「初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」を「最初の法第 444 条第 3 項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第 2 号イ(イ)	3,900 円	4,600 円
第 2 号イ(ウ) a	6,900 円	8,200 円
	10,800 円	12,900 円
第 2 号イ(ウ) b	3,800 円	4,500 円
	5,000 円	6,000 円

附則第 16 条第 2 項から第 4 項までを削る。

(松阪市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 1 条の 3 松阪市税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年松阪市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第 82 条及び新条例」を「松阪市税条例第 82 条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第 82 条第 2 号イ(イ)	3,900 円	3,100 円
第 82 条第 2 号イ(ウ) a	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円
第 82 条第 2 号イ(ウ) b	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円
附則第 16 条	第 82 条	松阪市税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年松阪市条例第 17 号。以下この条において「平成 26 年改正条例」という。）附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 82 条
附則第 16 条の表第 2 号イ(イ)の項	第 2 号イ(イ)	平成 26 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 82 条第 2 号イ(イ)
	3,900 円	3,100 円
附則第 16 条の表第 2 号イ(ウ) a の項	第 2 号イ(ウ) a	平成 26 年改正条例附則第 6 条の規定により

		読み替えて適用される 第 82 条第 2 号イ (ウ) a
	6, 900 円	5, 500 円
	10, 800 円	7, 200 円
附則第 16 条の表第 2 号イ (ウ) b の項	第 2 号イ (ウ) b	平成 26 年改正条例附 則第 6 条の規定により 読み替えて適用される 第 82 条第 2 号イ (ウ) b
	3, 800 円	3, 000 円
	5, 000 円	4, 000 円

附則第 1 条第 1 号中「の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに同条例第 43 条」を「、第 43 条」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 第 1 条中松阪市税条例附則第 16 条の改正規定及び附則第 4 条第 1 項の規定
平成 29 年 4 月 1 日

附則第 1 条に次の 1 号を加える。

(4) 第 1 条の 2、第 1 条の 3 の規定並びに附則第 2 条の 2 及び第 4 条第 2 項及び
第 3 項の規定 平成 31 年 10 月 1 日

附則第 2 条の次に次の 1 条を加える。

第 2 条の 2 第 1 条の 2 の規定による改正後の松阪市税条例（附則第 4 条において
「31 年新条例」という。）第 34 条の 4 の規定は、附則第 1 条第 4 号に掲げる規
定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始す
る連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度
分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税につい
ては、なお従前の例による。

附則に次の 1 条を加える。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 新条例附則第 16 条の規定は、平成 29 年度分の軽自動車税について適用す
る。

2 31 年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第 1 条第 4
号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課す
る軽自動車税の環境性能割について適用する。

3 31 年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成 32 年度以後の
年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成 31 年度分までの軽自動車税
については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中松阪市税条例第 36 条の 2

第1項ただし書の改正規定は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）の施行の日から施行する。